

令和8年度 小千谷市 商工業振興補助事業 のお知らせ

R8. 4. 1現在

地場産品開発支援事業

□対象者(中小企業者対象)

- ・市内に事業所があり1年以上事業を営む、食料品事業者又は雑貨等製造事業者で納期限の到来した市税を完納していること。
- ・おぢやブラッシュアップ相談会または新潟県よろず支援拠点において開発または改良しようとする地場産品についての相談支援を受けていること。

□対象商品

(食料品事業者又は雑貨等製造事業者が製造し、自社製品として販売する地場産品に限る)

- (1)小千谷まるごと市場に掲載されている商品または掲載されようとする商品
- (2)小千谷市ふるさと納税返礼品または返礼品へ提案する地場産品

□対象経費(消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除く)・補助額【令和8年度のみ拡充】

		新商品の開発	既存商品の改良	まるごと市場商品又は返礼品の改良
補助率		2/3以内、上限30万円		
対象経費	試作費	○	○	×
	広告費	○	○	×
	デザイン料	○	×	○

EC(電子商取引)活用支援事業

□対象者

市内に事業所があり1年以上事業を営む、中小企業者で納期限の到来した市税を完納していること

□対象経費(消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除く)

EC機能の導入、拡充またはECモール出店にかかる経費
【ECモールとは】

- ・Amazon、楽天市場、新潟直送計画など

□補助額【令和8年度のみ拡充】

補助対象経費の3/4以内で上限20万円

国内・海外販路開拓支援事業

□対象者

市内に事業所があり1年以上事業を営む、製造事業者又は情報サービス事業者で納期限の到来した市税を完納していること

□対象事業

販路開拓または販売促進のために国内外で行われる製品、技術等を紹介する展示会等(オンラインを含む)へ出展する事業

□対象経費(消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除く)

次の対象経費の合計が10万円以上の事業が対象

- (1)会場使用料、小間料、登録料等の出展料金又はこれに類する経費
- (2)展示場所の設営及び装飾に要する経費
- (3)オンライン商談に要する機器のレンタルに係る経費
- (4)オンライン商談における商談機能の拡充に係る経費
- (5)展示物品の輸送に係る経費(自社による輸送の場合を除く。)

□補助額【令和8年度のみ拡充】

- (1)国内で開催される展示会等 経費の2/3以内で上限40万円
(事業協同組合が出展の場合、上限50万円)
- (2)海外で開催される展示会等 経費の2/3以内で上限60万円

魅力ある商店街づくり支援事業

□対象者

市内商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店会等、小千谷商工会議所

□対象経費・補助額

商店街及び本市の魅力向上、集客・にぎわいに繋がると認められる取組みに要する次の経費

補助対象経費	補助金額	上限額
謝金、旅費、使用料及び賃借料、設営費、販売プロモーション費、通信運搬費、需用費、委託費	補助対象経費の2/3	50万円
備品の購入費、環境整備費、	補助対象経費の1/2	

本内容はあくまで概要になります。詳細は、小千谷市商工振興課までお問い合わせください。

住所:小千谷市城内2丁目7番5号(市役所本庁舎 3階) TEL:0258-83-3556(直通) FAX:0258-83-2789(市役所代表) E-mail:syoko@city.ojiya.niigata.jp

令和8年度 小千谷市 商工業振興補助事業 のお知らせ

R8. 4. 1現在

中小企業研修補助事業

□対象者

市内に事業所を有する法人または個人で次の基準に該当するもの

【業種】	【資本金規模・従業員規模】
・製造業、建設業等	3億円以下または300人以下
・卸売業	1億円以下または100人以下
・小売業	5千万円以下または50人以下
・サービス業	5千万円以下または100人以下

□対象経費

独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校又は公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)の研修受講料

□補助額

補助対象経費の1/3以内で上限5万円(研修ごとに1事業所あたり1人)

ものづくり研究・開発支援事業

□対象者

市内に事業所があり1年以上事業を営む、中小企業者等で納期限の到来した市税を完納していること

□対象事業

学術機関と連携し、学術機関の持つ研究シーズ等の活用や新たな技術研究に取り組み、付加価値の高い新製品開発を進める事業

- 【学術機関とは】
- ・国内における大学及び短期大学
 - ・国内における高等専門学校及び高等学校
 - ・新潟県が運営する研究機関
 - ・その他市長が必要と認める機関

□対象経費(消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除く)

謝金、研修費及び指導費、原材料費、外注費、委託費、調査費、消耗品費など

□補助額

補助対象経費の1/2以内で上限100万円(同一事業について3年度が限度)

出店・開業促進事業

□対象者

市内で開業、事業拡大または事業承継をする者で、納期限の到来した市税等を完納していること

【開業】

- ・事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始する場合(特定創業支援等事業による支援を受けること)
- ・既に市外で事業を営んでいる事業者が、市内で新たに事業所を設置する場合

【事業拡大】 ※既存の事務所の増築は対象外

- ・既に市内で事業を営んでいる事業者が、既存の事業所を継続した上で、市内で新たに事業所を設置する場合

【事業承継】

- ・市内で5年以上事業を営んでいる中小企業者から別の者が事業を承継し、継続して事業を実施する場合

□対象経費(消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除く)

開業、事業拡大または事業承継にかかる、事業所の新築または改装に要する次の経費

- (1) 外装または内装工事
- (2) 給排水衛生設備工事、空調設備工事または電気設備工事
- (3) その他これらに類する工事

□補助額

- (1) 開業する者 補助対象経費の1/2以内で上限60万円
- (2) 事業拡大する者 補助対象経費の1/2以内で上限30万円
- (3) 事業承継する者 補助対象経費の1/2以内で上限30万円

【加算額】 ※空き店舗等を利用して事業所を設置する場合に限る

- ・商店街区域 50万円
- ・中心市街地 40万円

※一部の補助事業を除き、原則、事業開始前に申請の手続きが必要となります。事業実施後の申請は対象外となりますので、ご注意ください。

※国・県等から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から除いて算出します。

※各補助金の予算に達した時点で受付を終了します。